

第 1 回 山梨県国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会について

令和 7 年 2 月 2 6 日
山梨県福祉保健部国保援護課

都道府県国民健康保険運営協議会について

【定義】

- 根拠法令 国民健康保険法第 11 条第 1 項
山梨県附属機関の設置に関する条例第 3 条第 1 項（知事の附属機関）
- 目的 国民健康保険事業の運営に関する事項の審議する。
（審議事項）
① **国民健康保険事業費納付金の徴収**（国民健康保険法第 75 条の 7 第 1 項）
② 都道府県国民健康保険運営方針の作成（国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項）
③ その他の重要事項
- 任期 3 年（国民健康保険法施行令第 4 条） ※補欠委員の任期は、前任者の残任期間
- 委員 ・ 被保険者を代表する委員 3 名
・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 名
・ 公益を代表する委員 3 名
・ 被用者保険等保険者を代表する委員 2 名

（国民健康保険法施行令第 3 条第 1 項及び山梨県附属機関の設置に関する条例第 4 条第 1 項）

都道府県国民健康保険運営協議会について

【参考法令】①

○国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 （略） ※市町村の運営協議会に関する定め

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第75条の7 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

（都道府県国民健康保険運営方針）

第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

都道府県国民健康保険運営協議会について

【参考法令】②

○国民健康保険法施行令（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3～4 （略）

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

都道府県国民健康保険運営協議会について

【参考法令】③

○山梨県附属機関の設置に関する条例（抄）

（法令の規定により設置される附属機関の名称及び担任意務）

第3条 法令の規定により設置される附属機関の名称及びその担任する事務は、別表第3の附属機関欄及び担任意務欄に掲げるとおりとする。

2 （略）

（組織）

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4～5 （略）

◎別表第3 知事の附属機関

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	<u>11人</u>	1 被保険者を代表する者 2 保険医又は保険薬剤師を代表する者 3 公益を代表する者 4 被用者保険等保険者を代表する者	<u>3年</u>